

岩手県告示第88号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸只出漁港海岸只出地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成29年2月7日

岩手県知事 達 増 拓 也